

災害時要配慮者支援の事業実績等

(1) 避難行動要支援者名簿

■：避難行動要支援者名簿登載者推移

	令和 5 年度	令和6年度	令和 7 年度
対象者名簿	16,354 人	16,457 人	16,582 人
登録者名簿	10,168 人	10,204 人	10,298 人
同意率(%)	62.2	62.0	62.1

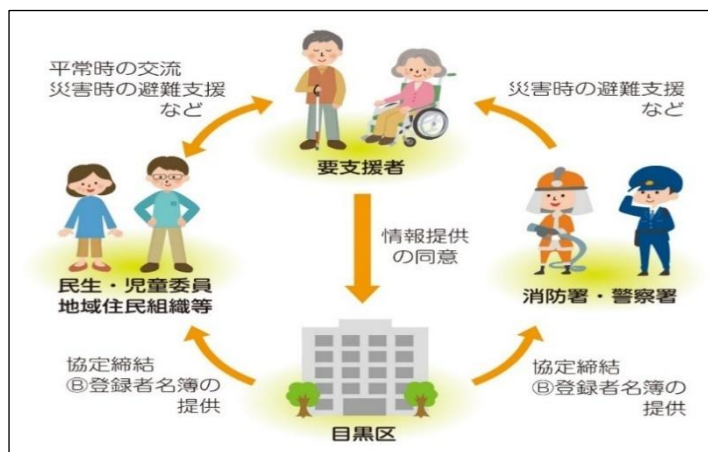
※2 月最初の開庁日更新のデータ

■：名簿提供町会・自治会等実績 62 団体 (令和8年1月末現在)
(86 団体中。町会・自治会82 団体ほか公務員住宅自治会等含む。)

■：避難行動要支援者名簿

種類	A 対象者名簿	
		B 登録者名簿
対象	・区の保有情報から同意なく登載 ①介護保険の要介護 1～5 の方 ②身体障害者手帳の総合等級 1～3 級 ③愛の手帳所持者 ④目黒区ひとりぐらし等高齢者の登録者 ⑤その他希望者	・対象者名簿の登載者のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、 <u>本人から同意を得た方のみ</u> 登載
保管・提供	・健康福祉計画課・防災課 ・地域避難所(7 年度:37 か所)	・避難支援等関係者 (消防、警察、民生・児童委員、町会・自治会等)
用途	・災害時の避難支援・安否確認に活用	・災害時の避難支援・安否確認に活用 ・平常時に地域で取り組む防災訓練等に活用
更新 ¹	毎年度 8 月及び 2 月	毎年度 2 月

■：避難行動要支援者名簿の活用



(2) 個別支援プラン作成の推進

■：個別支援プラン作成実績推移

作成支援又は対象者	区分	5年度	6年度	7年度
人工呼吸器使用者	新規	4	2	2
	更新	9	10	0
指定特定相談支援事業所	新規	51	74	12
	更新	19	77	90
居宅介護支援事業所等	新規	155	46	51
	更新	40	61	5
地域包括支援センター	新規	20	23	3
	更新	8	9	5
親族等無料作成者	新規	12	9	5
	更新	1	4	1
合 計	新規	242	154	73
	更新	77	161	101
	計	319	315	174

※令和7年度は、令和8年1月末現在の数値

■：個別支援プラン累計数 1,825件（新規 1,396件 更新 429件）
（令和8年1月末現在）

(3) 介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者等の連携体制の整備

■：協定を結んでいる介護サービス事業者 58法人（81事業所）
（令和8年1月末現在）

■：協定を結んでいる障害福祉サービス等事業者 14法人（24事業所）
（令和8年1月末現在）

※障害福祉サービス事業者とは、令和6度から協定締結開始。

(4) 地域避難所、福祉避難所における要配慮者支援

■：福祉避難所数

障害者施設 9施設

高齢者施設 11施設

（障害者施設と高齢者施設の複合施設は、それぞれで1施設としてカウントしている。）

■：福祉避難所災害対応訓練

災害時に福祉避難所に指定されているスマイルプラザ中央町において、福祉避難所を運営するスマイルプラザ中央町の各事業者が福祉避難所に係る訓練を実施した。

①令和7年12月3日(水) 福祉避難所開設準備訓練

②令和8年1月28日(水) 福祉避難所運営机上訓練

内容:事前に作成したシナリオを読み上げて、福祉避難所の開設準備の流れや運営方法、各事業者のそれぞれの役割などを改めて認識し合う訓練を実施した。

(5) 要配慮者の在宅避難生活の支援体制

■: 障害者参加型訓練

障害者の災害対応能力向上を図るため、障害者やその家族などを対象とする障害者参加型防災訓練を実施した。

令和7年12月19日(金)・20日(土) 会場:スマイルプラザ中央町

内容:車いす対応型起震車による地震体験、トイレトラック体験、煙ハウス体験、VR・AR災害(火災・浸水)体験、AED操作訓練、防災クイズなど

参加者数:163人(19日105人、20日58人)

※要配慮者対応体制整備・訓練の実施

・災害時、区職員が避難行動要支援者名簿を基に要配慮者の安否確認や避難支援などを行うための活動体制の訓練を毎年度実施している。

実施日	訓練	内容	福祉部参加者
8/24(土)	参集指定職員等図上訓練 (防災課主催図上訓練にて実施) 会場:総合庁舎	HUGを使用した机上訓練により、避難所における要配慮者支援や避難所運営を疑似体験する。	職員11人
11/2(日)	在宅避難・安否確認訓練 (防災フェスタにて実施) 会場:第十中学校	要配慮者の自宅を訪問し、安否確認の実施や在宅避難の確認、トランシーバーなどの安否確認用資機材の使用方法を学ぶ。	職員11人 西部包括5人 区民(要配慮者)6人
7/22(火) 8/28(木) 10/8(水) 10/22(水) 11/5(水)	要配慮者支援訓練 (教育委員会が実施する避難所運営訓練にて実施) 会場:烏森小、緑ヶ丘小、めぐろ学校サポートセンター、碑小、目黒中央中	避難行動要支援者名簿を用いた要配慮者支援についての講義と、災害対策用資機材の使用方法を学ぶ。	職員合計40人

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）